

## 【介護保険制度の詳細】（令和6年3月1日時点）

### ■対象者

介護保険の被保険者である次の方々です。年齢によって受給要件が異なります。

① 65歳以上の方（第1号被保険者）

寝たきり、認知症等で常時介護が必要とする状態（要介護状態）や日常生活に支援が必要な状態（要支援）になったとき

② 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

末期がん、初老期の認知症、脳血管障害などの老化が原因とされる病気（※1 特定疾病）により要介護・要支援状態となったとき

### ※1 特定疾病一覧

末期がん
関節リウマチ
筋萎縮性側索硬化症
後縦靭帯骨化症
骨折を伴う骨粗鬆症
初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症）
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
脊髄小脳変性症
脊柱管狭窄症
早老症
多系統萎縮症
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
脳血管疾患（脳出血・脳梗塞等）
閉塞性動脈硬化症
慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支炎息、びまん性汎細気管支炎）
両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### ■利用者の負担額

利用者の負担額は、介護サービスにかかった費用の1割（一定所得者以上は2割又は3割）負担です。ただし、介護保険施設利用の場合は、費用の1割（一定所得者以上は2割又は3割）の他に、居住費、食費、日常生活費の負担も必要です。

介護サービスの利用者の要介護状態及び要支援状態の区分に応じて、利用できるサービスの上限額が決められています。

## ■利用方法

介護保険サービスを希望する場合は、お住まいの市区町村の介護保険窓口または地域包括支援センターに要介護認定の申請を行います。

### <一般的な手続の流れ>

#### ①要介護認定の申請

市区町村の介護保険窓口、または地域包括支援センターに申請します。

《申請に必要なもの》

- ・要介護・要支援認定申請書（市区町村の介護保険窓口にあります。市区町村のホームページから印刷できる場合もあります）
- ・介護保険被保険者証（65歳以上の方）
- ・医療保険（健康保険）被保険者証（40歳から64歳までの方）

#### ②認定調査・主治医意見書

##### 訪問調査

調査員が申請者の自宅や施設等を訪問し、心身の状況などの確認するための調査をします。

##### 主治医の意見書

市区町村が主治医に依頼をします。  
主治医がない場合は、市区町村の認定の診察が必要になります。

#### 審査・判定

訪問調査の結果と調査員が聞き取ってきた特記事項、主治医の意見書の一部をもとに、全国一律の判定方法で、要介護度の一次判定が行われます。  
一次判定の結果と主治医の意見書に基づいて、介護認定審査会でどのくらいの介護を必要とするか判定します。

#### 認定通知

原則として申請から30日以内に、市区町村から認定結果が通知されます。

#### 介護（介護予防）サービス計画書の作成

居宅介護支援事業者（介護1以上）もしくは、地域包括支援センター（要支援1・2）



介護サービス利用

参考：厚生労働省ホームページ  
東京都 介護保険パンフレット